

## 発達に違いのある子どもたちの人権

「障がい」とは

前述した選択肢は、特別な支援を必要とする子どもと、その家族にのみ与えられた学習環境の選択肢であり、優劣に関連するものでは決してないはずです。ですが、その選択が起因となる差別は、まだまだゼロにはならないのが現実です。

5月、新しいライフステージでの生活が始まり、小学校や中学校に入学した子ども達は、戸惑いながらも少しずつ、その場所での自分の在り方を感じ取り、調整しながらだんだんと環境に馴染んでいく時期ではないかと思います。

しかし一方で、理由のわからない違いを感じつつ、自分なりの方法で周囲の人達に何とか溶け込もうとがんばるのだけれど、なかなかうまくいかない子ども達が存在することも事実です。

宇土市立の小中学校で選択できるのは、特別支援学級（自閉症・情緒障害、知的障害、肢体不自由、難聴、弱視など）に在籍し、その教室で学習する、または教科の内容や行事によって通常学級に交流する形態、もう一つは、通常学級に在籍し、苦手な学習内容のみ通級教室を利用する形態です。ただし、すべての中学校に常に揃っているわけではなく、所属する子どもがいなくなれば無くなるものなので、新たに希望がある場合は新設となり大変時間を要します。

特別支援学校は宇土市内ではなく、他の自治体の県立学校を選択することになります。

子どもの個々の特性に合わせた教育を受けることができますが、子ども自身が自力で通学することは困難な場合がほとんどなので、必然的にご家族の送迎が必要条件となります。

いずれにしても、子どもとご家族がそれらの特別な教育環境を選択するということは、自動的に通常学級に所属していくことは異なり、様々なハードルを超えていかなければ叶いません。

### 子どもに合った教育環境の選択

発達に違いがあり、様々な特性に合わせた特別な教育を必要とする子ども達には、いくつかの教育環境の選択肢があります。

発達に遅い末、進路を特別支援ではなく、通常学級を選択したご家族もいらっしゃるのではないかと思われます。特別支援学級や特別支援学校が居住地の校区にない場合もあります。子どもが無理せず学習できる環境を選んであげたいという思いはあっても、実際はそう簡単なことではありません。



必要なしと判断された経緯がありましたが、A君が喧嘩をした理由についても、誰しも怒るであろう内容だっただけに、保護者さんもその言葉に深く傷つかれました。

それでも私に電話で尋ねられたことは、A君に本当に衝動性がないと思うか、これまでに見たことがあるのなら教えて欲しい、ということでした。心配されました。その後保護者さんは、A君が利用する全ての事業所に同じよう教えて欲しく、といふことでした。

### 違いを認められる社会へ

A君は特別支援学級に在籍している年利用されているA君の保護者さんから、次のような電話がありました。

先日、当法人事業所の療育を、長年利用されているA君の保護者さんが、「物的環境」にあることがほとんどです。もし特別な支援を選択したがゆえに、いじめや差別を受けるのであれば、それは明らかに人権侵害と言えます。

「障がい」とは、当事者にあるといいます。周囲の「人的環境」や、大多数の人の行動に合わせ作られた「物的環境」にあることがほとんどです。もし特別な支援を選択したがゆえに、いじめや差別を受けるのであれば、それは明らかに人権侵害と言えます。

君が利用する全ての事業所に同じよう確認をされたようでした。